

安全保障理事会決議 2177 (2014)

2014年9月18日、安全保障理事会第7268回会合にて採択

安全保障理事会は、

2014年9月15日に採択したリベリアにおける状況に関する安保理決議 2176 (2014) および 2014年7月9日の安保理報道声明を想起し、

国際の平和および安全に対する安保理の主要な責任を想起し、

西アフリカ、とりわけリベリア、ギニアおよびシエラレオネ並びにナイジェリアおよびその先におけるエボラ出血熱・ウィルスの流行やその影響について深刻な懸念を表明し、

最も病気が流行した関係国の平和構築と開発の利益はエボラ出血熱の流行の観点から後退させられ得ることを認識した流行が、最も病気が流行した関係国の安定を損なっていることそして、食い止められない限り、おそらく一般市民の動揺、社会的な緊張および政治的情勢や安定した情勢の悪化という事実を進めることになるであろうことを強調し、

アフリカにおけるエボラ出血熱の流行の前例のない広がり、国際の平和および安全に対する脅威を構成することを認定し、

女性に対するエボラ出血熱の流行の特別な影響について懸念を表明し、

2014年8月1日にギニアで開催されたマノ川同盟臨時サミットの招集および医療サービスや国境を越えた流行を隔離するための措置を強化することを含む、同地域におけるエボラ出血熱の流行と闘うというコートジボワール、ギニア、リベリアおよびシエラレオネの国家元首により表明された公約を歓迎し、

エボラ出血熱の流行に対応して、同地域の加盟国、特にリベリア、ギニアおよびシエラレオネ並びに

ナイジェリア、コートジボワールおよびセネガルにより講じられた措置に留意しそして流行が対応する関係政府の能力を超えるであろうことを認識し、

流行を終わらせるためのまた流行している間の貿易および輸送に関する制限により影響を受けた社会や経済を援助するための調整された国際的な対応を含む、エボラ出血熱の流行に包括的に対応することを要請している、リベリア、シエラレオネ並びにギニアの大統領から事務総長に宛てた 2014 年 8 月 29 日付書簡 (S/2014/669) に留意し、

最も病気が流行した諸国に対する人道援助の提供を促進するために、同地域の加盟国、とりわけコートジボワール、カーボベルデ、ガーナ、マリおよびセネガルにより講じられた措置を認識し、

持続可能な、うまく機能しているまた対応可能な公衆衛生制度を通して、主要な感染症の流行を見つけ、予防し、対応しそして緩和する適切な公衆衛生サービスを提供する、適当な場合には世界保健安全保障アジェンダを通じたものを含む、加盟国の主要な役割を強調し、

国際的な関心のある公衆衛生非常事態を構成し得る出来事の管理の調整のための枠組を提供することにより世界の公衆の健康安全保障に貢献し、また公衆の健康の脅威を見つけ、評価し、通知しそして対応する全ての国の能力を向上することを目的としている、2005 年国際保健規則を想起しまたこれらの公約を守る WHO 加盟国の重要性を強調し、

重大な感染症の流行についての管理は、緊急の行動とより強力な国の、地域のそして国際的な共同作業を必要としていることを強調しまた、これに関連して、エボラ出血熱の流行に対する調整された国際的対応の重大な且つ直ぐの必要性を強調し、

関連する国際連合機関および対応に関係した国際機構並びに国の政府に供給品を購入しそして影響を受けた国での緊急活動を高めることを可能にするためそれらに対して柔軟に使える基金を提供すること、並びに療法、ワクチンおよび患者を治療するための診断法の開発を加速しまたエボラ出血熱・ウィルス病の更なる感染または伝染を制限若しくは予防するため公的なまた私的な部門の協力機関との共同作業を含む、西アフリカにおけるエボラ出血熱流行を食い止めるための緊急の取組の拡大を支援するためにまたウィルスの伝染を阻止するために、同地域の病に冒された人々や政府に提供されまた特定

した、財政的公約および物品での寄付を含む、非常に重要な援助について、加盟国、二国間協力機関および多数国間機構を称賛し、

様々な地域の加盟国および国境なき医師団(MSF)や国際赤十字赤新月社連盟(IFRC)のような非政府組織により与えられた国のまた国際的な保健および人道援助要員を含む、西アフリカにおけるエボラ出血熱の流行に対する第一線の反応者に対し深い感謝の念を表明しそしてまた国際連合人道支援航空サービス (UNHAS) に対しても、流行している間の、特にギニア、リベリアおよびシエラレオネの遠隔地へ、人道要員や医療用品並びに装備を輸送することについて、謝意を表明し

流行に対する統一した、包括的なまた集団的なアフリカの対応を巧みに作るための、二国間協力機関および多数国間機構と調整した、同地域への健康管理職員の展開を通したものを、アフリカ連合 (AU) の努力、そしてまた西アフリカ諸国経済共同体 (ECOWAS) の加盟国の防衛部隊の支援を通したものを、エボラ出血熱・ウィルスの拡散を食い止めるための措置を支援するその努力もまた歓迎し

同地域の一般的な渡航および貿易の制限についての、食糧の安全保障に関するものを含む、影響について懸念を表明しそして流行諸国への人々の自由な移動と貿易を可能にするため渡航制限を撤廃するという加盟国に対する AU の呼びかけに留意し、

エボラ出血熱の流行への対応に対する国の、地域のそして国際的な努力を支援する、全ての関連する国際連合システムの組織、とりわけ国際連合総会、経済社会理事会および平和構築委員会の役割を強調しそしてエボラ出血熱の流行を国際的な関心をもつ公衆衛生緊急事態と指定した、世界保健機関 (WHO) の中心的役割を、これに関連して、認識し、

その各々の職務権限に一致してエボラ出血熱の流行に対処するまた可能な場合にはどこでも、これに関連して国の、地域のそして国際的な取組を支援する、全ての関連する国際連合システムの組織の調整された取組の必要性を強調し、

エボラ出血熱ウィルス病の世界中への伝染を止めることを目的とした 2014 年 8 月 28 日の WHO エボラ出血熱対応行程表に留意し、その一方でなんらかの更なる国際的な拡散の結果を処理しつつそして

またエボラ出血熱を解決するための、感染制御、地域の結集および回復を含む、12のミッションクリティカル行動に留意し、

個人、組織および住民の間のエボラ出血熱ウィルス病の伝染を予防するためのWHOプロトコールに留意し、エボラ出血熱の流行は、確立された安全および保健プロトコール並びに効果的であると証明されてきた他の予防措置の実施を通して、食い止められることができることを強調しそしてリベリアの一般の人々に、そのようなプロトコールや予防措置を、UNMIL ラジオを通したものを含んで、知らせる国際連合リベリアミッション（UNMIL）の取組を称賛し、

エボラ出血熱に関する国際連合システム上級調整官としてのデビッド・ナバロおよび2014年9月5日に活動を始めた、エボラ出血熱の流行に対する対応において流行諸国に対する援助を提供することに集中した、国際連合システム、加盟国、非政府組織および他の協力機関の作業行動を定着させること、並びに食糧の安全および基礎的な保健サービスの利用権を含む流行の幅広い範囲への効果的な対応を策定すること、指導することおよび実施することに対する国際連合システムの援助を確保することを目的とする、国際連合危機対応メカニズムから活動を行うエボラ出血熱調整官代理および運用危機管理官としてのアンソニー・バンベリーの事務総長による任命に対する安保理の謝意をくり返し表明し、

エボラ出血熱の流行に対する並はずれたまた精力的な対応を促すため国際連合第69総会の中心でないところでハイ・レベル会合を開く事務総長の意図を歓迎し、

1. リベリア、シエラレオネおよびギニアの政府に対し、迅速な診断および感染が疑われる場合の隔離、治療措置、対応者に対する効果的な医療サービス、信頼できまた透明な公共教育キャンペーン、およびエボラ出血熱の発病を見つけ、鎮静しそして対応するための強化された予防および準備措置を提供するための並びに公衆衛生従事者および人道援助物資を含む国際援助の迅速な提供と利用を調整するための国の制度の確立を加速すること並びにエボラ出血熱の流行の国境を越えた局面に対処するため、二国間協力機関、多数国間機構および民間部門の支援を得て、その共通の国境の管理を含む、自らの取組を調整することを奨励する。

2. リベリア、シエラレオネおよびギニアの政府に対し、エボラ出血熱の流行の幅広い政治的な、安全上の、社会経済的なそして人道的な局面を解決しそして鎮静するための努力を継続すること、並びに

持続可能な、十分に機能するそしてすぐ反応する公衆衛生制度を提供することを奨励し、エボラ出血熱の流行に対する対応は、女性の具体的な必要性に対処すべきであることを強調しそしてそのような対応の策定において完全且つ効果的な関与の重要性を強調する。

3. 流行諸国に対して課された貿易および渡航制限の結果として、流行諸国の隔離の有害な効果について懸念を表明する。

4. 同地域のを含む、加盟国に対し、エボラ出血熱の流行の結果として課され、そして流行諸国の一層の隔離に寄与したエボラ出血熱の流行に対応するその取組を損なう、一般的な渡航および国境の制限を解くことを求めそしてまた航空および海運会社に対し、流行諸国とより広い地域との貿易や輸送の接続路線を維持することを求める。

5. 特に同地域の、加盟国に対し、エボラ出血熱の流行に対応して流行諸国への、適任の、専門のまた熟練の要員および備品を含む、援助の提供を促進することを求めそして、これに関連して、リベリアにおけるエボラ出血熱の流行により流行地区へ国際的な医療従事者や他の対応者を輸送する、モンロビアからアクラへの UNMIL のエアシャトルの再開を認めたガーナ政府に対して深い感謝の念を表明する。

6. 特に同地域の、加盟国およびエボラ出血熱の流行に対応して援助を提供している全ての関連する関係者に対し、一般の人々と情報を交換する努力を高めること、並びに個人や地域社会の中やその間の流行の伝播や範囲について誤った情報や不適當な警告を鎮めるための確立した安全および健康のプロトコル並びに予防措置を実施することを求めそして、これに関連して、事務総長に対し、必要且つ利用可能な場合には、政府および他の関連する協力機関を支援することを含む、流行諸国で既存の国際連合システムの資源や施設を利用した戦略的情報伝達プラットフォームを策定することを要請する。

7. 加盟国に対し、予防的および対応の活動を強化することまたエボラ出血熱の流行に対応して国の能力を高めることにおいて流行諸国を支援するためそして将来の流行を予防するため適切な能力を割り当てるため、適任のまた十分な専門知識をもった野戦病院のような展開可能な医療能力、職員や備品、臨床検査サービス、兵站的、輸送および建設支援能力、空輸および他の航空支援並びに航空救急またエボラ出血熱治療班や隔離班に専念する臨床サービスを含む、緊急の資源および援助を提供することを求

める。

8. 加盟国、並びに二国間協力機関および AU、ECOWAS および欧州連合を含む多数国間機構に対し、流行諸国に対する、国内および国際的な水準の迅速診断法および医療従事者の訓練に対するものを含む、技術的な専門知識および追加の医療能力および影響された国に援助を提供しているそれらを直ちに動員しまた提供することそして専門知識、学んだ教訓および模範例を交換し続けること、並びに影響を受けた国や実施している協力機関に対して必要不可欠な資源、備品および調整された援助を提供するため、エボラ出血熱の流行に対して効果的且つ直ぐに対応するため相乗作用を最大化することを促す。

9. 加盟国に対し、西アフリカにおける 2014 年エボラ出血熱の流行に関する国際衛生規則（2005）の下で発行された関連する暫定的勧告を実施することまた関連する場所と時に、国際的な開発協力機関や人道協力機関と共同するものを含む、国内の準備並びに対応活動の計画、調整および実施を指導することを促す。

10. エボラ出血熱の流行に緊急に対応する国際的な保健医療従事者および人道救援職員の継続した貢献と公約を称賛しそして全ての関連する関係者に対し、流行諸国への自らの直ぐのまた妨害のない展開を促進するため、医療のための搬送能力および治療並びに輸送準備を含む、必要な帰還および財政的な準備を導入することを求める。

11. 事務総長に対し、WHO および UNHAS を含む、全ての関連する国際連合システムの組織が、その各々の職務権限に従って、準備並びに活動計画の策定と実施並びに地域の政府および援助を提供しているものとの連絡並びに共同作業を援助することによるものを含む、エボラ出血熱の流行に対する自らの対応を加速することを確保するのを援助することを要請する。

12. WHO に対し、政府や協力機関に対するその技術的指導力および活動援助を強化し、エボラ出血熱の伝染を監視し、既存の対応の必要性および必要不可欠なデータの利用可能性を促進しまた最善の臨床のまた倫理上の慣行に従った療法やワクチンの開発と実施を早めるためにこれらの必要性を満たす協力機関を特定することにおいて支援し続けることを奨励しそしてまた加盟国に対し、適用可能な法に従ったデータの共有を含む、これに関連したあらゆる必要な支援を提供することも奨励する。

13. この問題に引き続き取り組むことを決定する。